

令和5年度

敦賀市地域密着型サービス運営委員会
第3回資料

長寿健康課

1 指定地域密着型サービス事業所の新規指定及び指定更新について

(1) 新規指定

認知症対応型共同生活介護（1事業所）

事業所名	法人名	定員	指定年月日（予定）
グループホーム まんさく	社会福祉法人 敬仁会	18人 (2ユニット)	令和6年3月31日

(2) 指定更新

事業所名	種別	法人名	指定更新年月日
県民せいきょう 敦賀きらめきあつたかホーム	認知症対応型 通所介護	福井県民生活 協同組合	令和6年4月1日
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 めいほう	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	医療法人 明峰会	令和6年4月13日

2 令和5年度地域密着型サービス事業所の指導結果等について

(1) 地域密着型サービス事業所 運営指導結果 11事業所

① 小規模多機能型居宅介護（3事業所）

実施年月日	事業所名	法人名	定員
令和5年 8月18日（金）	県民せいきょう小規模多機能ホーム敦賀きらめきハウス	福井県民生活協同組合	25
令和5年 8月23日（水）	小規模多機能ホームこばやし	株式会社こばやし	29
令和5年 9月6日（水）	松原のいろ幸	特定非営利活動法人ふくい福祉家	29

② 認知症対応型共同生活介護（5事業所）

実施年月日	事業所名	法人名	定員
令和5年 9月6日（水）	グループホーム さと	特定非営利活動法 人ふくいの福祉家	9
令和5年 10月5日（木）	グループホーム つくし	特定非営利活動法 人つくし	14
令和5年 10月18日（水）	グループホーム あかり苑	社会福祉法人 敬仁会	18
令和5年 11月2日（木）	グループホーム 明峰夢	医療法人 明峰会	18
令和6年 1月5日（金）	グループホーム 幸	社会福祉法人 ふく いの福祉家	9

③ 地域密着型通所介護（3事業所）

実施年月日	事業所名	法人名	定員
令和5年 11月15日（水）	駅前アクティブセ ンターステップ	株式会社リハぶら す	18
令和5年 11月27日（月）	デイサービス 雀の学校	株式会社 北寿	10
令和6年 1月5日（金）	幸デイサービスセン ター「暖(のん)」	社会福祉法人 ふく いの福祉家	10

(主な指摘事項)

- ・運営規定、重要事項説明書、契約書の記述と運営実態との差異（職員数、営業時間、利用料、苦情受付体制等）
- ・管理者の責務が遂行できるよう勤務体制の見直し
- ・資格を有しない職員について、認知症介護基礎研修の受講 ※R6.3.31まで
- ・協力医療機関との協定
- ・災害時の避難先確保のため他の事業所との協定の必要性
- ・非常口付近の障害物の撤去
- ・加算要件の再確認及び要件の確認に必要な書類の整備（サービス提供体制加算、認知症専門ケア加算等）
- ・その他の日用品、通院介助、洗濯料金などの実費請求にかかる料金の適正
- ・令和3年度介護報酬改定に伴う経過措置のある項目に係る整備（高齢者虐待防止体制、業務継続計画策定、感染症対策） ※R6.3.31まで

(2) 集団指導

日 時：令和6年3月28日（木）開催予定

対 象：地域密着型サービス事業所 32事業所

主な指導内容

- ・地域密着型サービス事業に関する条例の一部改正について
- ・令和5年度 地域密着型サービス事業所等の運営指導結果について
- ・介護給付適正化事業について
- ・事業所運営に関する留意事項について

【参考】

◆令和6年2月1日時点 地域密着型サービス事業所整備状況

	北・東浦・東郷		西・松原・西浦		南・中郷・愛発		粟 野		計	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—
地域密着型 通所介護	1	10	1	10	3	38	2	20	7	78
認知症対応型 通所介護	—	—	1	12	—	—	2	24	3	36
小規模多機能型 居宅介護	1	29	3	87	1	29	2	54	7	199
看護小規模多機 能型居宅介護	—	—	1	29	—	—	—	—	1	29
認知症対応型 共同生活介護	2	32	5	45	2	27	3	36	12	140
地域密着型介護 老人福祉施設	—	—	1	29	—	—	—	—	1	29
計	4	71	13	212	6	94	9	134	32	511
人 口	6,820		20,094		13,726		22,192		62,832	
高齢者数	2,808		6,006		4,022		5,939		18,775	
高齢化率 %	41.2		29.9		29.3		26.8		29.9	

4 指定地域密着型サービス等に関する条例の一部改正について

1 改正する条例

- ① 敦賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等条例
- ② 敦賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例

2 改正理由

市条例が基準としている国の基準省令が改正されたため（国の改正どおりに改正）

3 改正期日

令和6年4月1日（一部に経過措置あり）

4 主な改正内容

①全ての地域密着型介護（予防）サービスに共通する内容

- ・運営規程の概要等の重要事項を事業所に掲示するほか、ウェブサイトにも掲載しなければならないことを規定（令和7年3月31日までは経過措置）

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に共通する内容

- ・緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないとし、緊急やむを得ない場合は、その理由を記録しなければならないことを規定

③多機能系サービス（看護・小規模多機能型居宅介護）に共通する内容

- ・身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）について規定（令和7年3月31日までは経過措置）

④多機能系サービス、施設・居住系サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護）に共通する内容

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について規定（令和9年3月31日までは経過措置）

⑤施設・居住系サービスに共通する内容

- ・協力医療機関を定めるよう努め（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護においては定めなくてはならない※令和9年3月31日までは経過措置）、医療機関の名称等を市長へ届け出ること及び退院後の再入所（入居）に向けた対応等、協力医療機関との連携について規定
- ・新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携について規定